

地域資源を活用した観光誘客イベント事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、由利地域観光推進機構（以下、機構という。）が、由利本荘市及びにかほ市（以下、由利地域という。）の地域資源を活用した観光地づくりを推進するため、観光誘客の促進が期待できるイベント開催に要する経費を対象に交付する補助金に関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、観光関連業を営む個人・団体等民間事業者、観光協会、その他、由利地域観光推進機構会長（以下「会長」という。）が認める団体（以下「観光事業者等」という。）で県内に事業所を有するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、由利地域内で実施するイベントのうち、次の第1号に掲げるいずれかに該当するもの、かつ、第2号から第4号の要件を全て満たすものとする。

- (1) イ ナイト・モーニングタイムエコノミーを推進するイベント
ロ スポーツイベント
ハ 山、海、河川・水辺など自然の魅力を活用したイベント
ニ 食文化を活用したイベント
ホ その他、歴史、文化、芸術等の観光資源を活用したイベント
- (2) 本補助金の交付決定があった年度に完了する単年度事業であること。
- (3) 事業の全てを委託して実施するイベントでないこと。
- (4) 他の補助金等の交付を受けていないイベントであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、当該イベントの実施に要した会長が必要と認める経費（税抜）とする。（備品購入費等を除く。）ただし、天災地変その他申請者の責めに帰さない理由により、当該イベントが中止となった場合は、支出済みの経費及び支出を予定する経費のうち、会長が必要と認める経費は補助対象とする。

(補助金額の算定等)

第5条 補助率を10/10とし、補助金額は下表のとおりとする。

開催時期	補助金額（上限額）
通常期（4月～11月）	100,000円
冬期（12月～3月）	150,000円

（補助金交付の申請及び決定）

第6条 補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる必要書類を添付するものとする。

- （1） 収支予算書
- （2） 事業計画書

3 会長は、補助金交付申請書を受理した後、その内容を審査し、適当と認められる場合は補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

（補助金交付の条件等）

第7条 補助金の交付を決定するに当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1） 補助金を交付目的以外に使用しないこと。
- （2） 会長は必要に応じ、申請者に対し、当該イベントに係る状況報告書（任意様式）の提出を求めることができるものとする。

（事業の変更）

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた内容に変更が生じた場合は、補助事業変更承認申請書（様式第3号）を速やかに提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められる場合は、補助事業変更承認通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

（事業の中止）

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けたイベントを中止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を速やかに提出しなければならない。

（実績報告及び補助金の請求）

第10条 申請者は、補助金の交付決定を受けたイベントが完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第6号）及び請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる必要書類を添付するものとする。

- （1） 収支決算書
- （2） 経費の内訳がわかる書類（領収書の写し等）
- （3） 当該イベントの実施状況がわかる写真等

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 会長は、前条の規定により、実績報告書及び請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取り消し）

第12条 会長は、実績報告の内容を確認し、補助金の執行方法が不適当と認められるときは、補助金の交付決定の取り消し及び返還を命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第 13 条 申請者は、補助金に係る帳簿及び関係書類を整備し、当該補助事業完了年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(暴力団の排除)

第 14 条 第 6 条の規定による申請があつた場合において、申請者が秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者（以下、「暴力団員等」という。）に該当するときは、会長は申請者に対して補助金を交付しないものとする。

2 会長が第 6 条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が暴力団員等に該当することが明らかになったときは、補助金の交付を取り消すものとする。

3 前項の場合において、第 11 条の規定により既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第 15 条 会長は、執行の適正を期すため、必要があるときは申請者に報告させ、又は申請者の事務所に立ち入り関係書類等を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

(補助金の終了)

第 16 条 当該年度における予算額に達した場合は、その時点でこの補助金を終了する。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。